

議案第 21 号

四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例について

平成 26 年 3 月 12 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例

四万十町簡易水道事業等設置条例（平成 18 年四万十町条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 今成簡易水道の項を削り、十川簡易水道の項中「十和川口の一部」の次に「小野 河内 久保川の一部 口大道」を加え、小野簡易水道の項を削る。

別表第 2 鍋谷飲料水供給施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。